

厚生労働省
埼玉労働局発表
平成28年5月31日

担当	埼玉労働局労働基準部監督課 監督課長 子安 成人 主任監察監督官 渡邊 佳子 TEL 048-600-6204
----	--

労働条件などの監督指導結果（平成27年）を公表します

～労働時間の違反率は昨年を上回り過去5年間で2番目の高水準～

埼玉労働局（局長 田畑 一雄）は、埼玉県内の労働基準監督署が平成27年（1月～12月）に実施した労働条件に関する企業への立入調査（以下「監督指導」*という。）結果を取りまとめましたので公表します。

- 1 県内2,582事業場に監督指導を行い、1,715事業場（66.4%）に労働時間、賃金、安全対策などの最低基準を定めた労働基準関係法令の違反を確認しました。
県内の違反率は過去5年間同水準で推移しています。なお、平成27年の全国平均は72.7%です。（⇒参考資料1頁の図1）
業種別の違反率は、高い順に保健衛生業76.4%、製造業75.2%、運輸交通業73.3%です。（⇒参考資料1頁の図2）
- 2 違反事項は、多い順に労働時間700件（27.1%）、安全衛生基準406件（15.7%）、労働条件の明示383件（14.8%）、割増賃金不払365件（14.1%）で、この順位は平成26年と同じです。（⇒参考資料2頁の表1）
特に、労働時間の違反率は、平成26年の25.8%を上回り、過去5年間で2番目に高い水準です。（⇒参考資料3頁の表3）
- 3 労働時間の業種別の違反率は、高い順に運輸交通業57.3%、保健衛生業35.7%、接客娯楽業35.4%、清掃・と畜業33.8%です。（⇒参考資料4頁の図4）
特に、運輸交通業は過去5年連続して全業種中最も高く、また、平成26年の51.0%を上回り、過去5年間で最も高い水準となっており、長時間労働を前提とした労務管理、運転者不足などの要因があると考えられます。（⇒参考資料4頁の図5）
- 4 埼玉労働局では、今後も労働者などから寄せられる相談等情報を踏まえ、長時間労働等の問題が疑われる事業場への的確な監督指導を実施するとともに、運輸支局等関係行政機関や業界団体と連携して、取引環境・条件の改善に向けた取組を行っていきます。

* 労働基準監督官が企業（事業場）に立ち入り、実地調査・指導を行うもの。

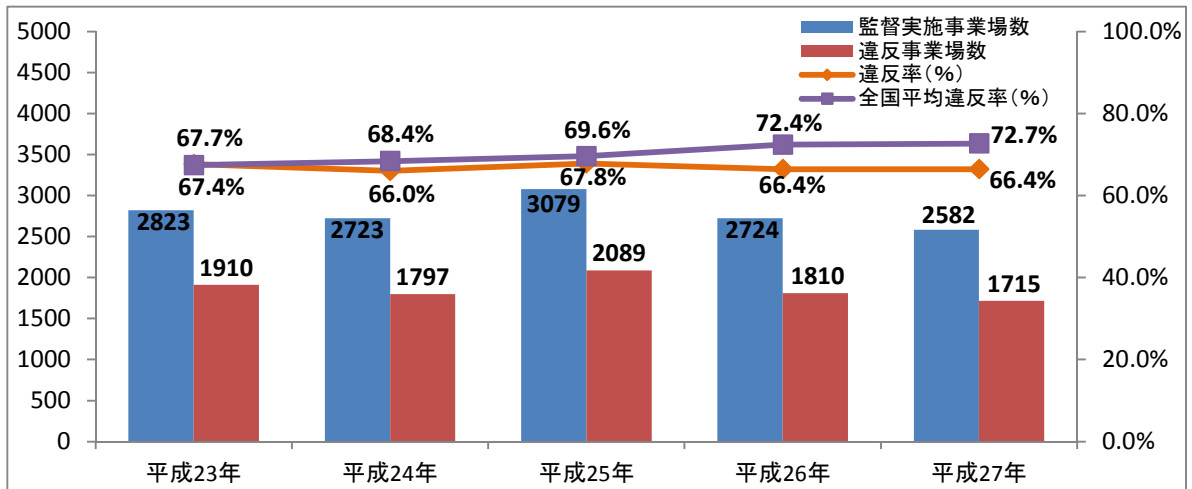
1 監督指導の実施状況

(1) 平成23年以降に埼玉県内の8労働基準監督署が実施した立入調査(監督指導)の実施事業場数、違反件数、違反率は図1のとおりです。

平成27年は2,582件のうち1,715件(66.4%)で労働基準関係法令違反を確認しました。また、労働災害の危険性が高い機械・設備等に関する使用停止命令等行政処分*は72件です。

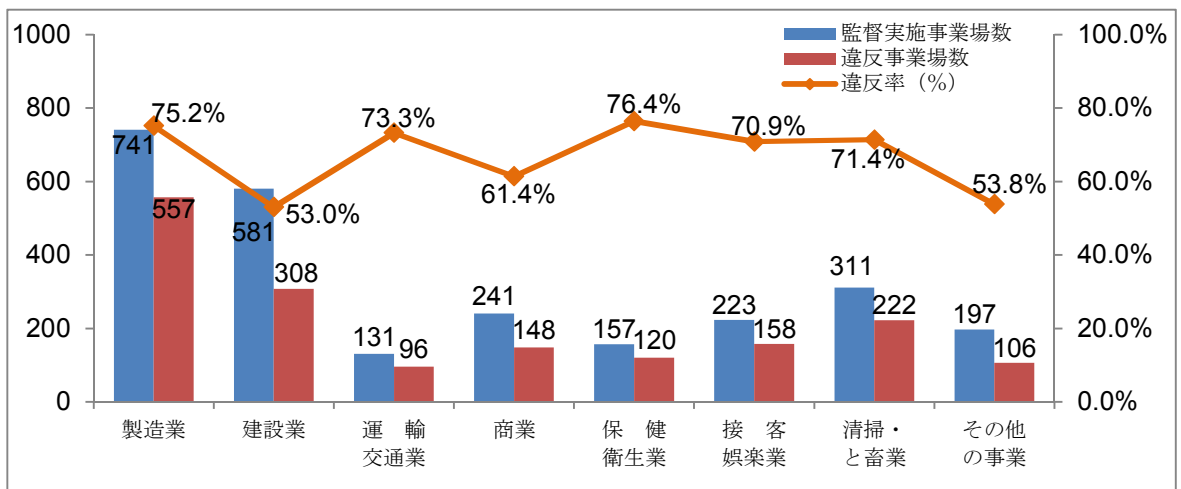
* 労働災害発生の危険性が高い機械・設備、又は、足場に手すりが設けられていないもの等について安全措置を講じるまでの間、機械等の使用又は作業を禁止する措置

図1 平成23年～平成27年 監督実施状況



(2) 平成27年監督実施2,582件の業種別内訳は図2のとおりで、製造業741件のうち557件(75.2%)で法令違反を確認しました。同じく、建設業581件のうち308件(53.0%)、運輸交通業131件のうち96件(73.3%)、商業241件のうち148件(61.4%)などとなっています。

図2 平成27年監督実施2,582件の業種別内訳



2 主な違反事項

(1) 主な違反事項は労働時間 700 件 (27.1%)、安全衛生基準 406 件 (15.7%)、労働条件の明示 383 件 (14.8%)、割増賃金 365 件 (同 14.1%) などです。

表 1 平成 27 年の主な違反事項

主 な 違反事項	労働条件 の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	安全衛生 管理体制	安全衛生 基準	定 期 自主検査	健康診断
違反件数	383	700	365	283	237	350	406	120	300
違反率 (違反件数÷監 督対象 2,582)	14.8%	27.1%	14.1%	11.0%	9.2%	13.6%	15.7%	4.6%	11.6%

表 2 主な違反事項の例

事項	違反の例
労働条件の明示 (労基法 15 条)	労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。
労働時間 (労基法 32・40 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・労使協定の締結・届出なく法定労働時間（1 週 40 時間又は 1 日 8 時間）を超えて労働させている。 ・労使協定の範囲を超えた長時間の時間外労働をさせている。
割増賃金 (労基法 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 ・割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
就業規則 (労基法 89 条)	10 人以上の労働者を使用するのに、就業規則を作成・届出していない。
賃金台帳 (労基法 108 条)	手当額、労働時間等の必要事項を賃金台帳に記載していない。
安全衛生管理体制 (安衛法 11～12 条)	安全管理者又は衛生管理者を選任していない。
安全衛生基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・機械に有効な安全装置を設けていない。 ・墜落防止用の手すり等を設けていない。
定期自主検査 (安衛法 45 条)	動力プレスやフォークリフト等の特定の機械について、法定の自主検査を行っていない。
健康診断 (安衛法 66 条)	1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を行っていない。

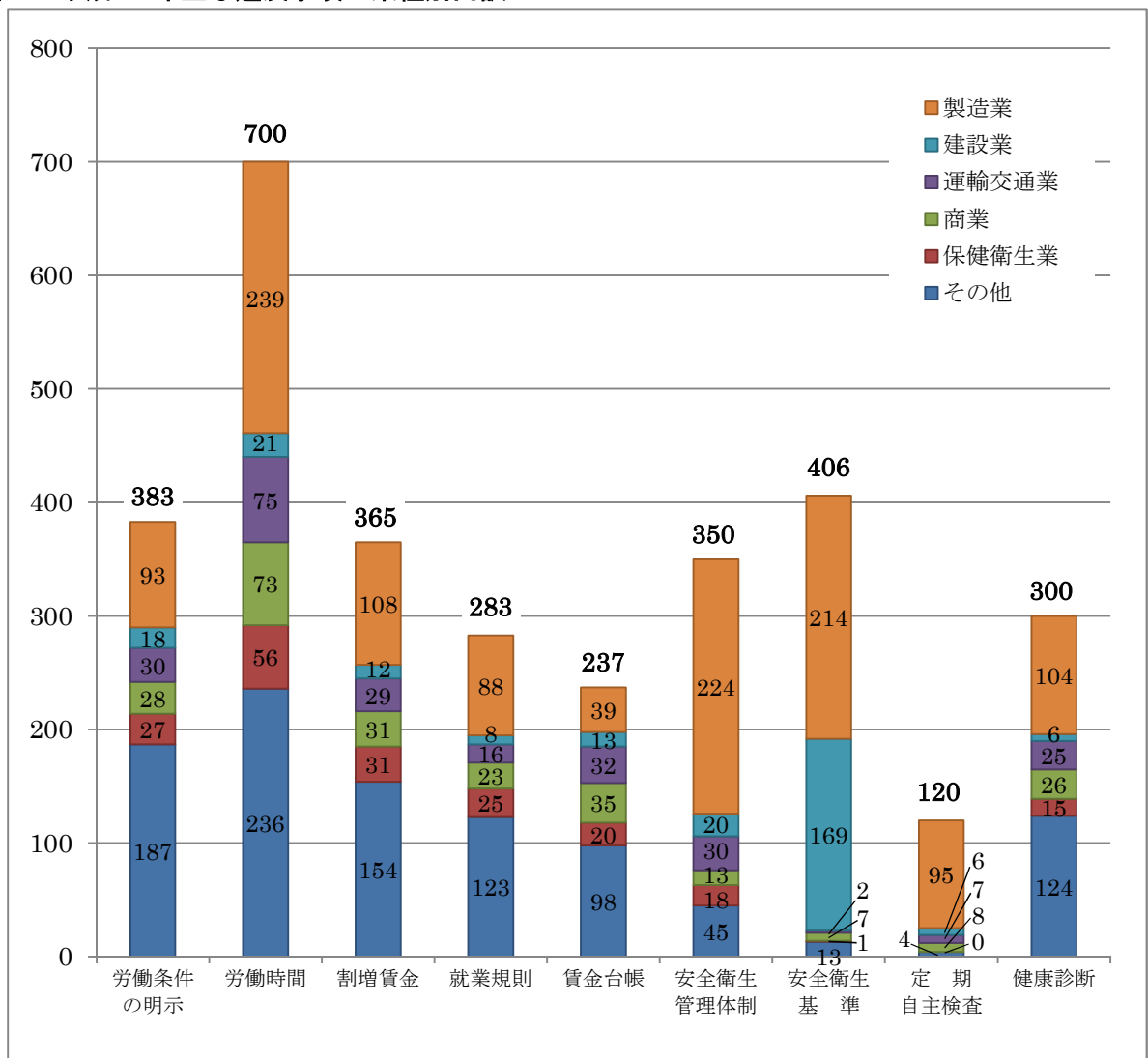
(2) 平成 23 年以降の労働時間の違反件数と違反率は表 3 のとおりで、違反率は平成 25 年に次いで 2 番目に高い水準です。

表 3 労働時間の法令違反の件数及び違反率

労働時間の違反割合（労働時間の法令違反件数÷監督指導実施事業場数）				
平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
24.9%	24.1%	27.4%	25.8%	27.1%
(2,823 件中 702 件)	(2,723 件中 657 件)	(3,079 件中 844 件)	(2,724 件中 702 件)	(2,582 件中 700 件)

(3) 主な違反事項の業種別内訳は図 3 のとおりです。

図 3 平成 27 年主な違反事項の業種別内訳

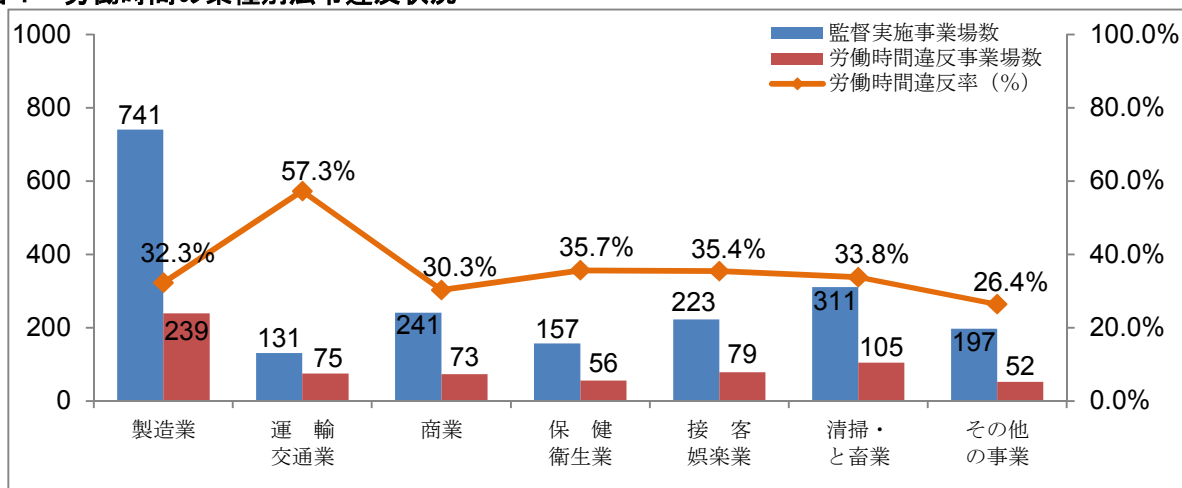


3 労働時間の法令違反内訳

(1) 労働時間の法令違反の業種別内訳は図4のとおりです。

道路旅客運送業（バス、タクシー）や道路貨物運送業（トラック）を含む運輸交通業が57.3%（131件中75件）と最も違反率が高く、次いで、保健衛生業35.7%（157件中56件）、接客娯楽業35.4%（223件中79件）、清掃・と畜業33.8%（311件中105件）の順です。

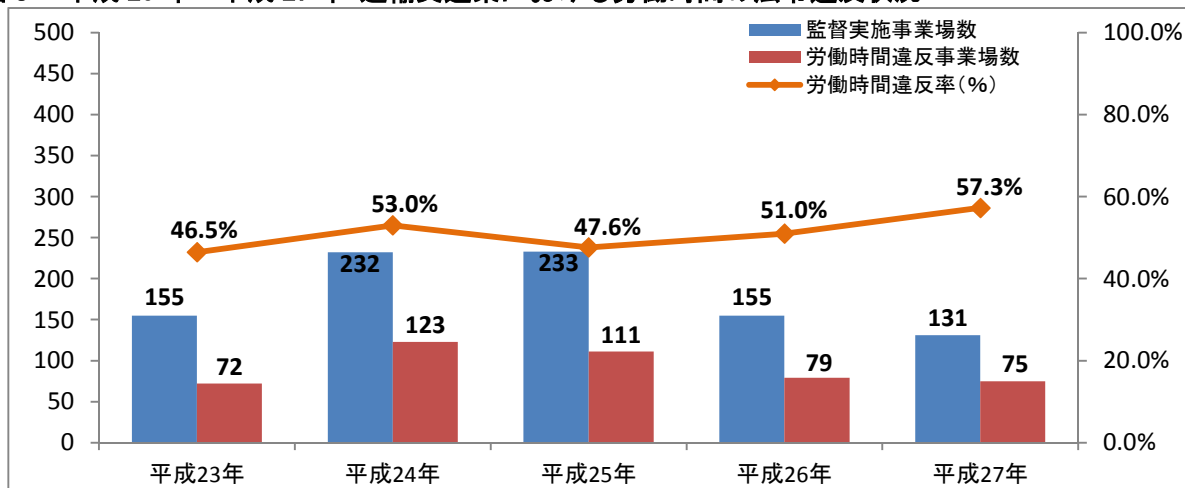
図4 労働時間の業種別法令違反状況



(2) 平成23年以降の運輸交通業の労働時間に関する法令違反状況は図5のとおりです。

運輸交通業の労働時間に関する法令違反率は、昨年の51.0%を上回り、過去5年間で最も高い水準となっています。

図5 平成23年～平成27年 運輸交通業における労働時間の法令違反状況



(参考) 労働時間の法令違反の事例

- ア 受注量の増加に対し、取引先との調整、計画的な増員及び人材育成などを行っておらず、慢性的な人手不足となり、時間外労働の労使協定の範囲を超えてほぼすべての労働者に恒常的に月100時間を超える時間外労働を行わせていた例（製造業）
- イ 配送先が東北地方や九州地方の長距離運転者について、荷主との調整などの運行管理が十分に行われておらず、時間外労働の労使協定の範囲を超えて月の時間外労働時間数が最大200時間に及んでいた例（運輸交通業）